

○北信保健衛生施設組合個人情報保護条例

(平成 14 年 3 月 28 日 条例第 2 号)

改正 平成 20 年 3 月 31 日 条例第 1 号

平成 27 年 10 月 6 日 条例第 1 号

平成 28 年 10 月 20 日 条例第 4 号

(目的)

第 1 条 この条例は、北信保健衛生施設組合（以下「組合」という。）の機関が保有する個人情報の開示及び訂正を求める個人の権利等を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。ただし、法人その他の団体に関して記録された情報（個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下この号において同じ。）をその内容に含むものを除く。）に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報及び個人が営む事業に関して記録された情報（個人番号をその内容に含むものを除く。）に含まれる当該個人に関する情報を除く。
- (2) 記録情報 公文書（実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であつて、実施機関において管理しているものをいう。）に記録された個人情報をいう。
- (3) 実施機関 組合長、監査委員及び議会をいう。
- (4) 特定個人情報 番号法第 2 条第 8 項に規定する特定個人情報をいう。
- (5) 保有特定個人情報 特定個人情報であつて、第 2 号に規定する記録情報に該当するものをいう。
- (6) 事業者 事業を営む法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。

(実施機関及び職員の責務)

第 3 条 実施機関は、個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

2 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の取扱いに当たって、個人の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、個人情報の保護に関する組合の施策に協力するよう努めなければならない。

(住民の責務)

第5条 組合を組織する地方公共団体の区域内の住民は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(個人情報取扱事務の登録)

第6条 実施機関は、記録情報を取り扱う事務（個人の氏名、生年月日、その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により個人を検索し得る記録情報を使用する事務に限る。以下この条において「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、次の各号に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更する場合も同様とする。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報取扱事務の開始年月日
- (4) 個人情報の記録の対象者
- (5) 個人情報の記録の内容
- (6) 個人情報の収集の方法
- (7) 個人情報の記録の形態
- (8) その他実施機関の定める事項

2 前項の規定にかかわらず、緊急かつやむを得ない理由があるときは、個人情報取扱事務の開始又は変更した日以後に同項の登録をすることができる。

3 第1項の規定は、実施機関の職員又は職員であった者に関する個人情報取扱事務で専らその職務の遂行に関するものについては、適用しない。

4 実施機関は、第1項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

5 実施機関は、個人情報取扱事務登録簿を一般の閲覧に供さなければならない。

(適正な維持管理)

第7条 実施機関は、記録情報の保護を図るため、次の各号に掲げる事項について必要な措置を講じて、記録情報の安全かつ適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 記録情報の正確性を確保すること。
- (2) 記録情報の改ざん、滅失、損傷その他の事故を防止すること。
- (3) 記録情報の漏えいを防止すること。

2 実施機関は、記録情報の維持管理の必要がなくなったときは、これを速やかに廃棄する等適正な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第8条 実施機関は、個人情報を収集するときは、所掌事務の範囲内で、個人情報の保有目的を明確にし、当該保有目的の達成に必要な限度において、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意に基づき収集するとき。
- (2) 法令の定めるところにより収集するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされたものから収集するとき。
- (4) 本人以外のものから収集することに相当な理由があるとき。

3 実施機関は、次の各号に掲げる個人情報を収集してはならない。ただし、法令の定めがある場合又は正当な所掌事務の遂行のために必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び宗教に関する事項
- (2) 社会的差別の原因となるおそれがある事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、個人的秘密を不当に侵害するおそれがあると認められる事項

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、記録情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために記録情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を実施機関の内部において利用し、又は実施機関以外のものに提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、記録情報を取り扱う事務の目的以外の目的のために記録情報を利用し、又は提供することができる。

- (1) 記録情報を本人に提供するとき又は本人の同意があるとき。
- (2) 法令の定めがあるとき。
- (3) 実施機関、国又は他の地方公共団体が記録情報を使用する場合において、所掌事務の遂行に必要な範囲内で使用し、かつ、当該記録情報を使用することについて相当な理由があるとき。
- (4) 緊急かつやむを得ない理由があるとき。

3 前項の場合において、必要があると認めるときは、提供を受けるものに対し、当該記録情報の使用目的、使用方法その他必要な制限を付し、又は適切な管理のために必要な措置を講ずるよう求めるものとする。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りではない。

(電子情報処理組織の結合の制限)

第10条 実施機関は、記録情報を電子情報処理組織により処理するに当たっては、実施機関以外の電子情報処理組織と実施機関が管理する電子情報処理組織とを通信回線により結合してはならない。ただし、公益上必要があり、かつ、記録情報について必要な保護措置が講じられていると認めるときは、この限りでない。

(業務受託者の責務)

第11条 実施機関から個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の委託を受けた者(次項において「受託者」という。)は、受託業務の範囲内で、個人情報の保護について実施機関と同様の責務を負うものとする。

2 実施機関は、前項の事務又は事業を委託するときは、受託者に対し、当該事務又は事業を行う場合における個人情報の漏えいを防止する等個人情報の適正な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めなければならない。

(記録情報の開示請求権)

第12条 何人も、実施機関に対し、自己の記録情報の開示(記録情報が存在しないときにその旨を知らせることを含む。以下同じ。)を請求することができる。

2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は任意代理人(実施機関が特別の理由があると認める場合に限る。)は、本人に代わって前項の請求をすることができる。

(開示しないことができる記録情報)

第13条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する記録情報については、全部又は一部について開示をしないことができる。

(1) 法令の定めるところにより明らかに開示することができないもの

(2) 個人の評価、診断、判定、指導、相談、選考等に関するものであって、開示しないことが適当と認められるもの。

(3) 開示の対象となった記録情報に、開示の請求をした者以外の個人又は法人その他の団体及び事業を営む個人に関する情報が含まれている場合であって、開示の請求をした者以外の個人又は法人その他の団体及び事業を営む個人に不利益を与えることが明らかであると認められるもの

(4) 開示することにより、実施機関の内部、国又は他の地方公共団体の公正かつ適正な行政執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるもの

(記録情報の存否に関する情報)

第13条の2 開示請求に対し、当該開示請求に係る記録情報が存在しているか否かを答えるだけで、前条各号のいずれかに該当し、不開示とすべき不開示情報を開示すること

となるときは、実施機関は、当該記録情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(記録情報の訂正請求権)

第 14 条 何人も、実施機関が保有する自己の記録情報について、事実に関する部分に誤りがあると認めるときは、当該記録情報の訂正を請求することができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の訂正の請求について準用する。

(請求の方法)

第 15 条 第 12 条の規定による自己の記録情報の開示又は前条第 1 項の規定による記録情報の訂正の請求をしようとする者（以下「請求者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 請求者の氏名及び住所

(2) 請求に係る記録情報の内容又は訂正を請求する箇所及び内容

(3) その他実施機関の定める事項

2 前項の場合において、請求者は、本人又は法定代理人若しくは任意代理人であることを明らかにする書類を提出し、又は提示しなければならない。

(請求に対する決定等)

第 16 条 実施機関は、前条の規定による請求書の提出があったときは、当該請求書を受理した日の翌日から起算して、開示の請求にあっては 14 日以内に、訂正の請求にあっては 30 日以内に請求に係る記録情報について開示又は訂正をするかどうかを決定し、速やかに請求者に通知しなければならない。

2 実施機関は、前項の規定により当該記録情報の全部若しくは一部について開示をしないことと決定したとき又は訂正しないことと決定したときは、請求者にその理由（その理由がなくなる期日を明示できるときはその理由及び期日）を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、やむを得ない理由により第 1 項の期間内に決定することができないときは、同項の規定にかかわらず、当該決定を延期して行うことができる。この場合において、当該延期の理由及び決定できる時期を請求者に通知しなければならない。

(決定後の手続)

第 17 条 実施機関は、前条第 1 項の規定により開示又は訂正をすることと決定したときは、速やかに当該決定に係る記録情報の開示又は訂正をしなければならない。

2 実施機関は、開示をする場合において、記録情報を開示することにより、当該記録情報が汚損され、又は破損されるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該記録情報の写し等により開示することができる。

3 実施機関は、訂正決定に基づく記録情報の訂正をした場合において、必要があると認めるときは、当該記録情報の提供先に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

(費用負担)

第 18 条 この条例の規定に基づき記録情報の写しの交付を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 19 条 開示決定若しくは訂正決定等又は開示請求若しくは訂正請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項の規定は、適用しない。

(審査請求があった場合の措置)

第 20 条 実施機関は、前条の審査請求があった場合は、当該審査請求を却下するときを除き、遅滞なく北信保健衛生施設組合情報公開等審査会条例（平成 14 年北信保健衛生施設組合条例第 3 号）に基づき設置した北信保健衛生施設組合情報公開等審査会（次条において「審査会」という。）に諮問し、その審査を経て、当該審査請求についての裁決をしなければならない。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第 9 条第 3 項において読み替えて適用する同法第 29 条第 2 項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(記録情報の取扱いの是正の申出)

第 21 条 何人も、実施機関が行う自己の記録情報の取扱いが、第 8 条又は第 9 条の規定に違反していると認めるときは、その取扱いの是正の申出（以下「是正の申出」という。）をすることができる。

2 第 12 条第 2 項の規定は、前項の是正の申出について準用する。

3 是正の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を実施機関に提出しなければならない。

(1) 是正の申出をしようとする者の氏名及び住所

(2) 是正の申出をする箇所及び内容

(3) 是正の申出をする理由

(4) その他実施機関の定める事項

4 第 15 条第 2 項の規定は、前項の申出書の提出について準用する。

5 実施機関は、是正の申出を受けたときは、遅滞なく当該是正の申出に係る記録情報の取扱いについて必要な調査を行い、審査会の意見を聴いたうえで、当該是正の申出に対する処理を行い、是正の申出をした者にその旨通知しなければならない。

6 前項の場合において、実施機関は、是正の申出内容が正当であり、明らかに是正を行う必要があると認める場合は、審査会の意見を聴かずに当該是正の申出に対する処理を行い、前項の規定による通知を行うことができる。

(実施状況の公表)

第 22 条 組合長は、毎年この条例の規定に基づく記録情報の開示、訂正及び取扱いの是正に係る実施状況を公表するものとする。

(他法令等との関係)

第 23 条 他の法令等の規定に基づき記録情報（保有特定個人情報を除く。以下この項において同じ。）の本人が記録情報について開示又は訂正を求めることができるときは、当該法令等の定めるところによる。

2 この条例の規定は、組合の施設において住民の利用に供することを目的として管理している記録情報については、適用しない。

(補則)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第 25 条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は第 11 条第 1 項に規定する個人情報の取扱いを伴う事務若しくは事業に従事している者若しくは従事していた者（以下「実施機関の職員等」という。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書の集合物（一定の事務の目的を達成するために個人の氏名、生年月日その他の記述又は個人的に付された番号、記号その他の符号により特定の記録情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものに限り、その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 26 条 実施機関の職員等が、その業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は濫用したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 27 条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

第 28 条 法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含み、国又は地方公共団体を除く。以下この条において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第 25 条又は第 26 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第 29 条 偽りその他不正の手段により、開示の決定に基づく記録情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に実施機関が記録情報の取扱いをしている事務の登録につい

ては、第6条第1項中「を新たに開始しようとするときは」とあるのは「については」と読み替えて同条の規定を適用する。

附 則（平成20年3月31日条例第1号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月6日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年10月20日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。